

九州大学病院における院内PHS導入と携帯電話使用の部分許可

花田 英輔¹ 高杉 紳一郎² 児玉 謙次³
¹島根医科大学医学部附属病院医療情報部*
²九州大学病院リハビリテーション部
³九州大学病院手術部

Permission of cellular-phone use and PHS in Kyushu University hospital

Eisuke HANADA¹, Shin-ichiro TAKASUGI², Kenji KODAMA³

¹Department of Medical Informatics, Shimane University Hospital

²Department of Rehabilitation Medicine, Kyushu University Hospital

³Operating Rooms, Kyushu University Hospital

1. はじめに

不要協の指針等[1,2]が発表されていることから、携帯電話等の院内での使用を全面禁止している医療機関は多い。

しかし、医療関係者、特に医師は即時連絡がつく状況にあるべき職種であり、診療科によっては移動体通信を利用して24時間いつでも連絡がつく体制を構築することが求められている。

一方、患者向けに待ち時間や入院中における外部との通信体制を整備する要求も大きい。特に入院患者にとっては入院中の不安感と焦燥感を和らげる策として、通常保持している携帯電話による通信を可能とし、QOL(Quality of Life)を高めるべきという要求が高まっている。

端末からの電波出力が低い第三世代携帯電話の普及や医用機器の妨害電波排除能力(イミュニティ)向上も携帯電話使用に対する要求が高まる要因である。

そこで、九州大学病院では職員向けには構内PHSを導入し、患者と家族向けには院内の一部において携帯電話の使用を解禁した。

2. 院内 PHS の導入

医師・看護師間などあらゆる職種間での即時音声通信を可能にすることを目的として、再開発の第一期建物供用開始(2002年2月)に合わせ構内用PHSを導入した。既存の構内交換機に機能追加するとともにナースコールシステムとも連動させ、看護師が持つナースコール用 PHS にも内線番号を付与した。従って、固定電話・PHS・ナースコール用 PHS の相互間で内線電話による通話が可能である。

配布端末数は756台(うち医師用630台)であり、設備・電気担当者や医療情報システム担当者も端末を持つことで、各種トラブル時にも迅速に対応可能としている。

3. 携帯電話使用の一部解禁

携帯電話使用の解禁に向けて、まず2003年1~2月に全国47の国公立大学病院に使用許可の有無と、不許可の場合にその主な理由を問うアンケートを行った(回答45大学)[3]。

その結果6大学が携帯電話の院内使用を一部区域で許可していた。不許可の理由は「医療機器の誤動作が不安(38)」、「人工心臓ペースメーカーへの影響が不安(37)」、「職員・患者が治療に専念できない恐れがある(8)」が多かった。(())内は回答数。

この結果に加え携帯電話会社、医療機器メーカーに対する聞き取り調査を行い、次の条件で携帯電話の使用を2003年7月1日から許可した。

- ・ICU・CCU・KCU・NICU・手術室周辺は使用禁止
- ・生命維持装置が使用されている部屋は使用禁止
- ・使用許可時間帯は午前7時~午後9時
- ・院内ではマナーモードにする

解禁後は大声での通話といったマナー問題はあるが、医療機器の停止・誤作動は発生していない。

4. まとめ

九州大学病院は全国に先駆けた形で携帯電話使用の部分解禁を行った。その反響は大きく、全面解禁と誤解された場合もあり、全国の新聞上で誤解を含む記事が掲載されるなど、現在でも対応に追われている状況にある。

限定された場所で秩序を持った解禁は、特に入院患者にとっては不安を取り除き、安心して入院生活を送るために極めて有効なサービスとなる。

今後も必要な条件見直しをしつつ、移動体通信の有効な活用に努めたい。

参考文献

- [1] 不要電波問題対策協議会 / (社)電波産業会 / 郵政省 「~医用電気機器への電波の影響を防止するため~携帯電話端末等の使用に関する調査報告書」, 1997
- [2] (社)電波産業会 / 総務省 「電波の医用機器等への影響に関する調査研究報告書」, 2002
- [3] 花田英輔, 久保田徹, 下川宏明 医療機関における携帯電話使用許可の現状 第17回日本工ム・イー学会秋季大会 OS15-01, 2003

*前 九州大学病院医療情報部